

令和6年度の福祉バスの利用について

利用できる団体は？

福祉バスを利用できる団体は、その目的が営利を求めず、かつ公共の福祉に寄与するもので、薩摩川内市に所在する福祉関係団体とします。

福祉バスを利用できる範囲は？

研修会、講習会、総会、大会などに参加する場合の送迎に利用できます。

施設見学、視察などを行う場合の施設、視察先への送迎に利用できます。

県外、宿泊を伴う利用はできません。

各団体とも年3回以内の利用を原則とします。

運行日及び利用時間は？

原則として、平日の月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時00分までとなります。

(土曜・日曜・国民の祝日、12月29日から翌年1月3日、点検・車検の日は運休です。)

※ 土曜・日曜の利用を希望される場合は、要相談とします。

利用定員は？

福祉バスの利用は原則10人以上の乗車に限ります。

福祉バス 10人以上40人以内(補助席を含む)となります。

福祉マイクロバス 10人以上22人以内(補助席を含む)となります。

身障バス 17人以内(補助席を含む)となります。

利用申請方法は？

令和6年度は、3月1日(1日が土日祝の場合は、休日後の平日)から3月20日(20日が土日祝の場合は、休日前の平日)までに年間の予約を受付いたします。予約が重複した場合は抽選といたします。(抽選方法は事務局に一任していただきます。)抽選結果は電話でご連絡いたします。

3月20日以降の受付については、随時受付としますが、利用予定日の1ヶ月前までの受付とし、空きがあれば予約決定といたします。

利用者の遵守事項は？

- (1) バスの利用は無料(有料道路利用料、駐車場料金、乗船料は利用者負担)です。
- (2) バス内での飲酒、喫煙、暴力行為、故意による汚損・破損、走行中の車内移動は禁止です。また、法令を遵守してシートベルトは必ず着用してください。
- (3) 利用後のゴミは持ち帰りください。
- (4) 道路の状況、交通事情、天候等により運行経路の変更や、危険と判断した場合は運行を取りやめることがあるので、運転手の指示に従ってください。

受付連絡先は？

薩摩川内市社会福祉協議会 総務課 代表番号 0996-22-2355